



Title	第二次朝鮮教育令の成立過程
Author(s)	広川, 淑子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 30, 73-89
Issue Date	1977-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29164
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_P73-89.pdf



第二次朝鮮教育令の成立過程

広川 淑子

The Formation of the Second Education Ordinance in Korea 1922

Toshiko HIROKAWA

目 次

1. 原内閣の朝鮮教育改革方針	74
2. 臨時教育調査委員会	76
3. 朝鮮教育令政府案	80
4. 枢密院における審議	81

この小論では、さきに共同研究としてとりあげた「台湾・朝鮮における第二次教育令による教育体系の成立過程」¹⁾の分析の継続として、臨時教育調査委員会における朝鮮教育制度改革の案から、1922(大正11)年の朝鮮教育令の成立にいたる過程を考察する。さきの論文では、おもに、臨時教育調査委員会において論議された教育制度改革をめぐる諸問題について考察した。その時点では、臨時教育調査委員会の第二回委員会決議の朝鮮教育制度要項から成案にいたる過程については不明であった。また、総督府学務局が作成した、臨時教育調査委員会へ提出の腹案と、朝鮮教育制度要項との関連について考察を加えていなかった。ただ要項と成案とのあいだに、方針上の大きな差違はなく、要項の内容がそのまま具体化されたのではないかと推察していた。

また、最近の研究においても、同様の把握がなされている。

たとえば、朝鮮教育令についてくわしい分析をされている欄木寿男氏は、「朝鮮植民地教育の展開と朝鮮民族の抵抗——朝鮮教育令を中心として——」のなかで、「……第二回委員会を開き(臨時教育調査委員会のこと……引用者)、そこで第一回委員会の答申に基づいて総督府が検討を加えた具体案について審議し、『朝鮮教育制度要項』を決議した。この決議に基づいて朝鮮総督府は1922(大正11)年2月4日、第二次朝鮮教育令を公布したのである。」²⁾とのべておられる。

したがって、基本的内容に関しては、答申から成案への些少の修正はあってもそのまま成立していったと受けとりがちである。ところが、この過程に少し立ちいって考察をしてみると、必ずしも、そのようには受けとめることができないのである。

しかも、この学務局の腹案——臨時教育調査委員会の朝鮮教育制度要項——総督府の教育令原案——法制局修正の政府案——枢密院の修正案の過程を通して、臨時教育調査委員会での論議のゆくえや、旧教育令から新教育令への改正の主眼点と意図が浮き彫りにされてくる。

そこで、この小論では、第二次朝鮮教育令の成立にいたる過程を、そもそも原内閣がうち

だした朝鮮教育再編の基本的な方針を前提としながら考察することとする。

1. 原内閣の朝鮮教育改革方針

1919 (大正 8) 年 3 月 1 日、午後 6 時 40 分、朝鮮軍司令官より陸軍大臣宛に、「京城ノ学生二、三千、今一日午後三時頃大韓門前ニ集合シ独立ヲ宣言シ昌徳宮ニ向ヒ一部ハ宮内ニ闖入セントセンモ之ヲ制止セリ、右ノ如ク形勢稍不穩ナルヲ以テ警務総長ノ請求ニヨリ歩兵三中队騎兵一小隊ヲ派遣シ援助セシム。……」³⁾との電報がとびこんだのを皮切りに、そのご、続々と軍司令官、総督府警務局、総督等より独立運動の状況を伝える電報が、中央政府、軍に入った。

こうしてはじまった三・一運動が日本の韓国併合以来約 10 年間にわたる軍事的支配の失敗を天下に示したのであるが、当時、総督府の治安維持策のみならず教育政策の失敗をさまざまに非難する声にたいして、長谷川好道総督は、弁明をおこなっている。

たとえば、同年 3 月 22 日、午後 8 時 14 分発拓殖局長あて総督の電報は言う。「……積年ノ稅政ニ困憊シ頽廢セル彼等ニ秩序ト勤勉ト道義的觀念ト而シテ近世的知識トヲ教ヘ先以テ彼等ノ生活ニ平安ト自覺ヲ与フル事ヲ急務トスルモノナリ、当局ニ於テハ此目的ヲ以テ学校及社会的教育普及ト改善ヲ計リ負里逃滅ナキ事ヲ期シツ、アリ、世上或ハ今回ノ騷擾ヲ以テ教育普及ノ結果ナリト難ズル偏見者アリト雖当局ハ将来ニ於テモ毫モ教育機關ヲ縮少スルノ意志ナク益々之ガ普及ヲ計リ漸次最高ノ学府ヲ設ケテ鮮人文化ノ向上ヲ期セムトスルモノナリ……」⁴⁾と。

一方、原内閣は、前年の 9 月の成立以来、朝鮮行政改革草案作成に着手していた。第 41 回帝国議会で原は、朝鮮における官制改正、任用令改正につき調査中なることを示唆していた⁵⁾。しかし、統治政策の全般にわたる再編がおこなわれる契機となったのは、この三・一運動である。4 月に入り、情勢が平静に帰した後の処置についての善後策が論議されているなかで、原は山県政務総監と内談し、「文官本位の制度に改むる事、教育は彼我同一方針を取る事、憲兵制度を改め警察制度となす事等の方針……要するに内地の延長と認めて朝鮮を同化する事必要なり」⁶⁾と基本方針を訓示している。その後、総督武官制を文武両官制に改める総督府官制改革案に一応の目途がついた同年 8 月、原は、閣僚、斎藤実 (同年 9 月、新総督として就任)、水野錬太郎 (同じく政務総監として就任) らに、彼の「朝鮮統治私見」⁷⁾を内示している。

これには、彼の統治方針が率直にうちだされている。彼によれば、もともと、朝鮮にたいする植民地制度は、台湾の制度の模倣であって、その台湾の制度は、欧米諸国の植民地にたいする諸制度を参酌して決定したもので、試験中の制度であり、これを我帝国の新領土にたいする根本制度と認むるわけにはいかない。朝鮮併合後約 10 年の経験によれば、現行制度は、根本的に誤れるものである。なぜなら、欧米諸国に属する植民地は人種、宗教、歴史、言語、風俗を異にするゆえに特殊の制度を布かなければならないのに、朝鮮は、言語、風俗に多少の相違はあっても根本に溯れば殆んど同一系統に属し、人種、歴史において、殆んど同一であるにかかわらず、特殊な領土を治めるべき制度を模倣しているからである。したがって、「朝鮮モ内地モ全ク同一ナル制度ヲ布イテ可ナリト信ス、即チ行政上・司法上・軍事上其他經濟・財政ノ点ニ於テモ、教育、指導ノ点ニ於テモ全ク同一ナラサルヘカラス」⁸⁾と主張する。

彼は、1895 (明治 28) 年に台湾事務局委員として台湾統治に参画した時に各事務の主務省直轄等を内容とする彼我同一の主義を主張しており⁹⁾ (この考えはこの時受け入れられなかったが)、第一次世界大戦後の民族運動に直面した局面で、これにどのように対処するかという問題にたいする政府側の積極的対応策として、彼は持論の「内地の延長を認めて朝鮮を同化する」

方針を採り、実行に移すのである。現秩序のより効果的保持、植民地への本格的進出という観点から、統治策の改編をはかっている。その際、「朝鮮統治ノ終局ノ目的ハ内地同様ナラシムルニ在リ。唯現在ノ状態ニ於テ直チニ内地同様ナル統治法ヲ取ルコトヲ得サルノミ」¹⁰⁾「唯文明ノ程度、生活ノ状態等遂ニ同一ニスルコト能ハサレハ暫ラク漸ヲ以テ進ムノ方針ヲ定メサルヲ得サルノミ」⁸⁾と述べていることに注目したい。つまり、彼我同一方針といっても、漸進主義をとらざるを得ないというのである。

さて、これまで統治方針全体の動向にふれたのは、さきの長谷川総督の電信内容においても示されているように、植民地朝鮮においては、教育政策を、時の統治を支える重要な柱のひとつとして位置づけるのがつねであるから、統治策との関連で教育もみていく必要があるからである。

では次に、教育の分野ではどのような方針がとられたか。原は「教育ハ朝鮮人ニ対シテ特別ナル制度ヲ布カントスル現行ノ方針ハ畢竟英国其他ノ植民地制度ヲ模倣シタル過失ヨリ起リタルモノニシテ断然改正ス可キモノナリ」「此教育方針ハ成ル可ク速カニ之ヲ改メ内地同様ノ教育方針ヲ取ル可シ」「朝鮮人ヲシテ旧時ノ朝鮮人タルヨリハ新ナル日本国民タルヲ以テ彼等ノ幸福ナリ彼等ノ向上、発展ヲ図ルノ途ナリトノ觀念ヲ深カラシメテコソ併合ノ実ヲ挙クルコトヲ得ベシ」¹¹⁾と言う。

ここで、論題の筋道からはそれるかもしれないが、少し説明を加えておこう。原は、英国其他の植民地における教育制度の模倣ということをいっている。台湾行政に参画した時の体験から、そのことを熟知していると言ひ、総督制についても、それは英国のやり方にロシアの総督制を加味したものだと言っている。

実際に、朝鮮に植民地教育制度を扶植した際に、どのような制度を模倣したかについては実証的にまだ明らかにし得ない。1920(大正9)年の朝鮮教育令一部改正の総督府の理由書のなかに、「現行教育令ハ明治四十四年ニ制定シタルモ実ハ明治三十九年以来実行シ来リタル学制ヲ整理充実シタルニ過ギズ」¹²⁾との記述があり、その1911(明治44)年の教育令制定の際にも、「本件ハ特ニ差迫リ發布ヲ要スル事情アルヲ以テ……本件ハ特ニ御諮詢ヲ経ズシテ發布ノコトニ特別ノ御詮議ヲ仰カレ然ルヘキヤ……」¹³⁾と急いで發布に到っていることから、第一次朝鮮教育令は、1906(明治39)年8月發布の韓国政府の教育に関する諸法令(普通学校令、高等学校令、他)を基本にして設定されたとみてよい。この1906年の諸教育令は、韓国学部次官俵孫一の下で、学部書記官隈本繁吉らを中心にして立案された。「隈本繁吉文書」については、「日本の教育史学」第13集に渡部学氏が一部紹介されているが、この文書の内容が全面的に明らかにされれば、日本の植民地教育制度創出の過程があきらかになってくるであろう。ただ、俵孫一よりもまえに、韓国政府学政参与官として朝鮮人教育にあつていた弊原坦は、その形式においては、オランダ領東インドに類し、その内容においてはむしろアメリカ領フィリピンに似ている¹⁴⁾とのべているが、それが意識的にその制度を模倣したか、結果的に、類似の制度となったのかは、明確にしていない。

さて、論をもとにもどそう。

原の懇請を受けて政務総監として、朝鮮行政改革に手腕を発揮した水野は、第44帝国議会において、政府委員として新政策の説明をしているが、そこでは教育はつぎのように位置づけられている。

「然シ朝鮮統治ハ唯此ノ消極的ノ威圧ノミヲ以テシテハ決シテ一半ノ満足ヲモ得ルモノニアラズ、大イニ積極的政策ヲ樹テ文明ノ普及、開発ヲ図リ文化ノ恩恵ヲ普カラシメ日韓併合ノ精神ヲ徹底セシメザル可カラズ。之レニ就キテハ第二ノ大政策タル教育事業ノ肅振ヲ実行セリ」「……制度ノ改正ニ就テハ普通学校ノ年限ヲ延長シ教育上ニ於テモ内・鮮ノ連絡ヲ執リ差

別ヲ撤廃セリ。然シ此ノ鮮人教育ハ実ニ朝鮮統治ノ根本ヲナス重要問題ナルガ故ニ鮮人教育ノ根本主義ニ就イテハ事輕忽ニナス事ヲ得ス」¹⁵⁾。

水野は日韓併合の精神の徹底にとっての教育の重要性を強調するが、原の言う彼我同一方針という考えにたいしては、言及していない。他の場所においても同様である。ただ、内鮮の連絡と教育機関の充実、差別の撤廃ということを強調している。後に、教育令改正のための臨時教育調査委員会の第一回委員会における挨拶のなかで、水野は、「尚ほ内地の教育令と朝鮮の教育令との関係もありますが、朝鮮の教育令と云ふものがありましたから、凡そ之に根拠を置きまして、将来に於て斯かる方針で決めて行ったら宜かろう云ふ大体案を主務局で考へた次第であります。」¹⁶⁾とのべている。原の彼我同一方針を漸進主義で、つまり現実主義的に推し進めようとしたと思われる。

ところで、教育上の具体的問題としては、つぎのようなものが、為政者達に認識されていた。

すなわち、学校教育、社会教育の振興、内鮮人混同教育、国語（＝日本語）の普及、教育制度の拡張（年限延長、学校増設計画、大学、師範学校、高等学校の設立など）である¹⁷⁾。

年限延長などは1920（大正9）年11月に応急的に改正されて、普通学校は4年制から6年制に、高等普通学校は補習科2年の設置及び学科目の改正、など日本本国の上級学校入学の連絡上必要な処置がとられた。

改正されるべき教育問題が提起される背景には、まず民度の増進、すなわち、生産力の高まり、租税の増加や、通信機関利用の増加、生活状態の「改善」があり、第2に、能率増加の要求、すなわち、内鮮人と共に働く機会の増加、一般企業勃興、事業経営法の変革、交通の進歩に伴う活動範囲の拡大などがあり、そして第3に、向学心の進歩、すなわち、入学志願者の増加、学校教育内容、実質に対する改良要求、内鮮平等の教育を受ける機会の要求などがおこってきていると為政者達は認識していた¹⁸⁾。こうした問題にたいする対策を含め、朝鮮教育令の全般的改正の仕事は、臨時教育調査委員会の設置をもって開始されるのである。

2. 臨時教育調査委員会

1920（大正9）年12月23日、朝鮮総督府訓令第68号の規程をもって臨時教育調査委員会が発足した。委員長には水野政務総監があたり、23名の委員で構成されている。日本人は、法制局から参事官馬場鉄一、山本犀蔵、拓殖局から次長後藤祐明、総督府から内務局長大塚常三郎、学務局長柴田善三郎、財務局長河内山楽三、参事官和田一郎、文部省から普通学務局長赤司鷹一郎、宗教局長栗屋謙、大蔵省から参事官三土忠造、学校関係者では、東京帝国大学教授姉崎正治、京都帝国大学教授小西重直、早稲田大学学長平沼淑郎、水原農林学校長橋本左五郎、平壤高等普通学校長田中玄黄、貴族院議員は沢柳政太郎他3名、それと朝鮮銀行総裁美濃部俊吉であり、朝鮮人側は、侯爵李完用、全羅南道参与官石鎮衡、普成法律商業学校長高元勲の3名である。

翌年の1月7日から10日にかけて開かれた第一回調査委員会には総督府学務局の腹案である「朝鮮教育令改正案要綱」¹⁹⁾が提示された。その内容は、

- (1) 普通学校修業年限を6年に、必要に応じ4年まで短縮
- (2) 普通学校入学年齢を8年以上となっていたのを6年以上に
- (3) 高等普通学校、女子高等普通学校入学資格を6年制普通学校卒業とすること
- (4) 高等普通学校、女子高等普通学校の修業年限の1年延長

- (5) 実業学校入学資格者を6年制普通学校卒業者に
- (6) 実業学校修業年限を5年に
- (7) 専門学校入学資格者は5年制高等普通学校卒業者に
- (8) 大学及其の予備教育の新設
- (9) 師範学校の新設
- (10) 各学校の内容程度を内地のものと同様にする。但し朝鮮語漢文を必要に応じ加えるので、教授時間数に多少の差異あり
- (11) 内地の学校との連絡を期す
- (12) 教科書採定範囲の拡張

などである。

年限延長や、高等教育、師範教育の新設などに主眼があるのがわかる。

この腹案をもとにした審議の結果、第一回委員会の答申は、「当局ノ提示セラレタル要項ハ大体適当ノモノタルヲ認メ左記ノ大綱ヲ決議セリ」として、

- 一 朝鮮ニ於ケル教育制度ハ民度事情ノ許ス限り内地ノ教育制度ニ準拠スルコト
- 二 朝鮮人ノ教育ニ関シ特別ノ制度ヲ設クル場合ニ於テモ各制度ノ下ニ内鮮人ヲ教育スルヲ妨ケサルコト
- 三 内地ト朝鮮トニ於ケル学校ノ連絡ヲ一層密ニスルコト
- 四 向学心ヲ尊重シ事情ノ許ス限り之応スル施設ヲ為スコト

の四綱領を挙げている。一と二で述べていることが具体的にどのような制度を想定しているかははっきりしないが、各制度の下での「内鮮人共学」ということをここで明確にしていることはあきらかである。

第二回調査委員会(1921年5月2日～5日)では、第一回調査委員会の答申にもとづいて総督府が作成した具体的な諮問案が審議された。その結果、五項目にわたる「朝鮮教育制度要項」が決議された。これは「内容の大体は総督府の提案通りにて、多少字句の修正ありたる位」であったという。

第一項目は、学務局の腹案を第一回答申の要綱にそって、より具体化したものといえる。

すなわち

- 一 朝鮮ノ教育制度ハ内地ノ制度ニ準拠ス但シ特例ヲ設クルコト左ノ如シ

として、(1)普通学校については、尋常小学校との教科上の差違は①修業年限は6年とするが、5年、4年に短縮することができる。②教科目に朝鮮語を加え、随意科目として漢文、実業を加えることができる③日本歴史及地理では、特に朝鮮に関する事項を詳しくする④普通学校に4年制の高等科をおくことができ、教科目に特例を設けることができる、などの諸点をあげている。

(2)高等普通学校及び女子高等普通学校については、修業年限は腹案通り、教科目上の特例も普通学校の場合と同様である。ただ、随意科目のなかに実科は入っていない。また女子高等普通学校では、実科を置かずとしている。

(3)実業学校については、腹案では修業年限5年となっていたのを、内地の制度に準じて定めると改めている。

- (4) 専門学校、大学予科及び大学は内地の制度に拠るとしており、特例は設けていない。

- (5) 師範学校については、くわしい規定ができており、目的として、普通学校教員の養成

を挙げている。第一部と第二部に分けられているが、第一部は普通科5年、演習科1年の修業年限6年（女子は普通科4年で1年短い）、普通科の入学資格者は6年制の普通学校卒業者である。演習科には、普通科修了又は高等普通学校、女子高等普通学校卒業程度の者が入学できる。学科目上の特例は普通学校の場合と同じである。第二部は修業年限3年で、入学資格は普通学校高等科卒業程度である。学科目上の特例は演習科の場合と同じである。第一部、第二部の他に、研究科、普通学校教員講習科、附属普通学校の設置も考えられている。

(6) 中等学校教員養成に関する施設の設置については、本国の高等師範、女子高等師範学校、専門学校、大学に依託学生または留学生を派遣し、また朝鮮の専門学校、大学等にも教員養成機関を附設することも考えている。

第二項目は「内鮮共学」について規定しており、実業学校、師範学校、専門学校、大学予科及び大学において行うとしている。これについては、腹案の段階では全くふれられておらず、第一回委員会答申の第二項の朝鮮人教育制度における内鮮共学の規定で表われてきており、ここでは各制度の下に、という表現をしていたが、この第二回委員会答申ではじめて、共学をおこなう学校種類を明確にしているわけである。

第三項では、小学校、中学校及び高等女学校には、希望により朝鮮人の入学ができること、また普通学校、高等普通学校及び女子高等普通学校に日本人が入学することもできることを規定している。したがって、普通教育においては、「内鮮別学」であり、特例として、「希望」により「内鮮共学」が可能なることを示している。

第四項は、各学校の教員は本国の制度に準ずる旨のべたあと、「中等学校以下ノ朝鮮人教員ニ対シテハ当分相当ノ考慮ヲ加フ」と抽象的な表現がなされている。

第五項は、私立学校は本国の制度に準ずると規定している。

最後に、「内地人ノ教育ハ内地ノ制度ニ依リテ行フモ特ニ随意科目トシテ朝鮮語ヲ加フルノ途ヲ開ク」との附記がある。

以上の五項目にわたる答申の内容をみると、腹案の具体化という側面と内鮮共学の導入という側面があることに気づく。これは、朝鮮人教育制度を本国のそれに準拠して再編成するというもののほかに、朝鮮人、日本人両学校系統への相互入学という新しい要素が加わったわけで、彼我同一方針についての当初の学務局なりの解釈に、別個の解釈が附加されたことを示しているといえよう。

また、この第二回調査委員会答申の段階では、教育令に、朝鮮人教育、日本人教育の双方を包含するか否かについては明確になっていない。しかし、おそらく、この段階では、教育令が対象としていたのは、朝鮮人教育のみであつたろうと推察する。なぜなら、要項のなかで師範教育について規定している部分で、第一部、第二部ともに養成の対象としているのは朝鮮人だからである。また最後の附記の「内地人ノ教育ハ内地ノ制度ニ依リテ行フ……」との内容から勘案すれば、やはり、別体系を想定していたと思われる。これはのちの政府案と比較すれば、より明確になるう。

さて、私のさきの小論では、この二度にわたる調査委員会の審議過程についてふれた部分で、基本方針をめぐり、総督府と中央政府のあいだに見解の相違があり、それは、第一次朝鮮教育令の第一条及び第二条条項（つまり、教育令の対象を朝鮮人教育とし、目的規定に、教育勅語の旨趣に則る旨を明示）のとりあつかいをめぐってあつたと指摘していたが、しかし、この点に関しては、この臨時教育調査委員会での審議過程では、まだ、さほど顕在化していなかつ

たと思われる。それよりも、ここでは、朝鮮人教育制度のあり方と、「内鮮共学」問題で、その程度、範囲などで見解の相違が明白になっていた。第一回委員会に出された腹案から、第二回委員会に出された諮問案のあいだにそれがあったと考える。

また、この調査委員会の審議のなかでは、総督府と中央政府との関係の他に、朝鮮人側の教育要求とそれをめぐる日本人側の対応策が問題になっていた。さらに、朝鮮人側の教育要求についても、政治的立場のそれぞれの相違もあって、複雑である。

朝鮮人の教育要求については、朝鮮の完全な独立の達成の後に新教育令下に教育が行われるべき²⁰⁾との主権的独立運動の立場から主張するもののほか、自治・連邦制論、内政独立論などの改良主義や、内地延長同化論²¹⁾の立場からの教育要求が多く提起されていた。しかし共通の要求が多く、その朝鮮人側の共通の要求は、各教育機関の拡充、教授用語の朝鮮語への変更、教員の質的向上、朝鮮歴史、朝鮮地理の科目を設けること、などであった²²⁾。「内鮮共学」については、共学となれば、当然、日本人を主眼としての教育になるであろうから、朝鮮人は教育を受けるのに、非常な困難を感じるであろうし、生徒自身の発達を阻害するであろう、と共学を否認する意見が圧倒的に多い。共学を認める場合も、初等教育段階では無理であり、中等以上の全学を可とするのは、朝鮮人の地位の向上をはかるという観点からである、という意見である²³⁾。

第二回調査委員会が開催された時、朝鮮教育改善期成会（釜山）その他、各道有志より教育改善建議書が水野委員長に手交された²⁴⁾。

これに対する委員会の態度は以下の如くである。「今回非常の興味を以て注目されし朝鮮人青年団側の建議に係る改善案につき同日四十四名の建議者側と内地人調査委員及び総督府学務局とは京城市内長春亭（調査委員歓迎会々場——引用者）にて会見し、相互腹藏なく意見を交換し、鮮人側も大に総督府の意のある処を了とした。彼らの主張した眼目の最も重大なりしは、凡て教授語は朝鮮語を使用すべしと言ふにありて、かなりのショックを与へしが之に対し委員沢柳博士及び柴田委員（学務局長）の弁難及び説明あり、相互意志の疎通を見たり」²⁵⁾と。

朝鮮人側の要求のうちかなえられたのは、学校の増設と拡張、本国の教育水準に応じた引上げ、であるが、これは原内閣自体が望むところであったからである。朝鮮人の切実に望んだ朝鮮語による教授、朝鮮歴史、地理等は最も強く否定された。朝鮮人を朝鮮人として教育するか、日本臣民に同化させるかの根本的対決点に位置する問題だからである。

日本臣民への同化という観点から問題となったのは「内鮮共学」であった。学務局の腹案にこの問題がとりあげられていなかったことについてはさきにのべた。第二回調査委員会の段階で、この問題が討議され、普通教育以外のレベルでの「共学」と普通教育レベルでの「別学」、という一応の基本線が決まったのであるが、普通教育レベルでの「内鮮共学」の可否について、この後論争が続いた。総督府は「別学」を主張し、拓殖局は「共学」を主張している。総督府は、朝鮮人はもちろんのこと、在朝鮮日本人も共学による日本人子弟の学力低下の懸念から反対である旨主張しているが、詳細な反対理由については後述しよう。拓殖局の側は、普通教育の分野でも高等普通学校段階又は普通学校段階での共学を主張している。彼我同一方針の徹底と内鮮融和に主眼をおいている。尚、委員の沢柳政太郎、鎌田栄吉（貴族院議員）も積極的に内鮮共学を主張している。沢柳も鎌田も内鮮融和を強調し、さらに沢柳は、四海同胞主義、人道主義からこれを認めるというのである²⁶⁾。

3. 朝鮮教育令政府案

臨時教育調査委員会の答申に基づき、教育令案が総督府において作成され、同年6月には、総督府段階での審議が終り、8月には、拓殖局にまわされ、9月には、法制局にまわされた。その後三者の共同審議が行われた。「内鮮共学」問題は、この間ひきつづき論議されている。10月末斎藤総督が渡東して一応の解決をみている。教育令案は11月29日に閣議に提出された。そこでは「……臨時教育調査委員会ノ意見ヲモ參案シテ事情ノ許ス限り内地ト同一ノ制度ヲ定ムルト共ニ從來何等勅令ノ規定ナカリシ内地人教育ニ関シテモ併セテ之ヲ規定シ以テ一視同仁ノ聖旨ヲ貫徹セシメムコトヲ期セムトス」²⁷⁾との理由書が附された。

教育令案は全32条から成りたっている。このうちの二点について、参考として提出された「朝鮮教育令改正要領」²⁸⁾に沿いながら検討してみよう。

1) まず第1条で、朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル、と規定している。調査委員会においては、朝鮮人、日本人両教育体系をひとつの教育令でとりあつかうか否かは問題になっていなかったが、さきの理由書が明らかにしているように、この教育令案では、両者を同一令下に置くことを規定しているのである。

もともとは、朝鮮人「頃日向学ノ精神頓ニ旺盛ヲ加ヘ従前ノ施設ヲ以テシテハ之ヲ満足セシメ難キモノアルニヨリ」「朝鮮人教育ノ根本趣旨ニ付テハ敢テ之ヲ紛更スル所ナシト雖、其ノ範圍及程度ニ付テハ事情ノ変遷、民度ノ昂進ニ順応シテ適當ノ改正ヲ試ミルノ必要」²⁹⁾あるために教育令の改正作業が着手されたのであるが、この時点で、教育令案の性格は本国の教育制度とのより統一性あるものへと変わってきているといえる。

2) 旧教育令第2条は削除された。この条項のとりあつかいをめぐって総督府と中央政府のあいだで見解が分かれ、双方の意見の応酬と交渉が行なわれ、調整がなされたのは、答申後この案が作成された5月から11月にかけてであろう。7月14日付で総督府が作成した「朝鮮教育令ノ規定ニ依リ朝鮮総督ノ定ムル事項ノ梗概」では、すでに第2条に旧令による規定はとり除かれている。第2条の削除については総督府の主張が通っている。そして旧令にかかわって教育令案第2条に「内地人ノ普通教育」を規定し、第3条で「朝鮮ニ普通教育」を為す学校につき規定している。

「朝鮮教育令改正要領」は「普通教育ハ内鮮人ニ依リテ之ヲ區別シ……」³⁰⁾と述べている。すなわち、普通教育の「内鮮別学」については、調査委員会の答申通りとなったのである³¹⁾。この問題は双方見解の対立が容易にとけなかっただけに、この教育令案の説明の為に、高等普通教育を共学とすべからざる理由書が参考として添えられている。ここでは総督府の率直な見解が出ている。これによれば、共学不可の理由は、

- 一 内鮮人ノ頭ハ今ノ処大ニ異ルヲ以テ混合教育ハ出来ザルコト
- 二 内地人ハ勿論朝鮮人モ決シテ共学ヲ希望セス、従テ共学制ハ双方共ニ不満足ナルコト
- 三 国語ノ相違大ナリ普通学校ノ国語時間ヲ小学校以上ニ増加スルコト困難ナリ否小学校ノ国語時間ヨリ少クセサルヘカラサル理由アリ
- 四 内地人ノ入学ニ支障ヲ来スヘキコト
- 五 内地人ノ学力ヲ低下セシメ内地人ノ反抗ヲ起スヘキコト
- 六 朝鮮人高等女学校ノ制度不適切トナルコト
- 七 共学ノ成功確信ナクシテ実行スルコトハ冒險ナルコト

などである。

さてこの教育令案は閣議から法制局の審査にまわされた。そこでの修正は主として師範学校に関してであった。第13条から第20条までは師範学校に関する規定を置き、旧令の師範科及び教員速成科の廃止と師範学校の新設を定めているが、師範教育については、調査委員会の答申及びそれにそって作成された総督府案にくらべると内容は大きく変化している。答申では普通学校教員のみの養成を目的としていたのに対して、この修正では、小学校教員たるべき者及び普通学校教員たるべき者を養成することを目的とし、調査委員会答申の第一部、第二部構成内容とは全くかわって、第一部は小学校教員の養成にあて、第二部は普通学校教員の養成にあてることになったのである。第1条、第2条の変更に対応して教員養成のあり方も変更になっていることがわかる。

その他にこまかな字句の修正と大学設立主体（官立、公立、私立）の条項の削除があり、12月5日には「不得已儀ト思考ス」として呈案附箋の上、閣議にもどされた。すなわち、問題点を含む、との判断を持っていたといえる。

ところで、この朝鮮教育令案と軌を一にして台湾教育令案も提出され、同時に審議されており、枢密院でも一括案件として審議されているのであるが、ここでは、朝鮮教育令案についてのみふれることにする。

4. 枢密院における審議

枢密院では、枢密院官制第6条第6号該当案件として教育令案を審査処理している。この教育令案は重要案件として取扱われたと思われる。なぜなら、12月10日に審査委員が決定してから、同月14日の第一回の審査委員会を皮切りに計五回の審査委員会がもたれており、そして最終的には政府案の修正がなされているからである。

以下、枢密院における審査の過程を考察してみよう³²⁾。

審査委員会は、浜尾新顧問官を審査委員長として、安広伴一郎、岡部長職、一木喜徳郎、久保田譲、富井政章、平山成信の各顧問官を審査委員として発足した。第一回審査委員会においては、委員の他に、政府、総督府関係者が出席し、政府当局者として、高橋是清内閣総理大臣が立案の趣旨を説明し、斎藤総督が立案の理由とその要旨を説明した。第二回審査委員会は、前回よりくわしい説明が必要のためか、政府、総督府の説明員が増えている。

第二回委員会の冒頭に岡部委員より朝鮮において私立大学の建設を認可するかとの質問がなされている。これにたいして、斎藤総督、馬場鉄一法制局参事官は、相当の設備があるならば、認可する旨返答している。

逐条朗読をしながらの質疑では、第2条に関し、富井、一木両委員より、「内地人」「朝鮮人」の名称の区別を撤廃し得ないかとの質問があり、川村竹治拓殖局長官、及び田中広吉総督府視学官はこの名称の区別を存置することを希望している。

その他、浜尾委員長は、第3条の学校の名称につき問い、一木、久保田両委員は、第11条第12条に関し、高等学校の設置の可否を問い、また高等女学校よりも女子高等普通学校が修業年限が1年少ない理由を問うている。

第三回審査委員会は委員のみの審査会で、ここで提出された質疑を整理して、それにもとづき、書記官長と政府当局との間で17項目にわたる問題の協議がおこなわれた³³⁾。

そのうち修正が可能となった事項をあげると次の如くである（台湾と朝鮮の法文上の統一

性に関する部分は除く)。

- 1) 内地人、朝鮮人の名称に代わる適当な名称(国語常用の能否による区別)
- 2) 高等普通学校及女子高等普通学校の目的の一層明確な規定
- 3) 女子高等普通学校の修業年限の高等女学校との同一化(1年延長)
- 4) 師範学校2年特科入学者年齢制限明記の不必要

交渉事項中修正がかなわなかったもののうち重要な事項は、

1) 朝鮮人よりも日本人を本位とするような記述を避け得ないか(たとえば、第2条で日本人教育を規定し、つぎに朝鮮人教育を規定するようなあり方を変更できないか)。

2) 普通教育の学校名称の統一(現行の小学校—普通学校、中学校—高等普通学校等の名称を統一させる)

3) 単科大学の設置

等である。

この交渉の過程で、政府側から提出された理由書³⁴⁾をみると、枢密院側で修正がかなわなかった部分に関する政府側の見解がはっきりする。たとえば教育令第1条第2条第3条に深くかわる前項2)の学校名称問題についてみてみよう。

「校名ヲ同一トシ学校ノ内容ヲ区別スル制度ニ依ラサル理由」は、

1. まず、校名を同一とし、単に学科課程に依り両者を区別する場合の不利として、

1) 現に内容に区別があれば、この両者に対して、朝鮮人小学校、朝鮮人中学校等の俗称を生じる。

2) 職員の定員、教員資格を現行の小学校、中学校等と同一に規定すれば、私立の朝鮮人普通教育機関は、日本人同様の免許状を有する朝鮮人を採用することになり、学校の組織維持が困難となり、朝鮮人の就学に混乱をきたす。

2. つぎに、校名を同一にし、国語の能否を標準として両者を区別する場合の不利として、

1) 名称が簡潔にならず、俗称を生じる。

2) 国語の能否の区別は、中学校、高等女学校における区別標準として適用困難である。

3) 朝鮮語を軽視し、国語による差別との考えを懐かしめ朝鮮人の感情を刺激する。

3. また、校名を同一とし、その細別として第一部(日本人側)、第二部(朝鮮人側)の名称による両者の区別の不利として、

1) 日本人は第二部を小学校の特殊なものとする。

2) 朝鮮人は従来慣用の普通学校の名称の方を歓迎している。

4. その他に、朝鮮在住の日本人が、校名同一により朝鮮人同様の低い教育を受けていると認識されないかとの懸念をもち、

5. 朝鮮人は校名同一により、日本人に極端に同化されると誤解し、反抗的感情を生じ、かえって同化を妨げる。

6. 朝鮮人には、校名は問題になっていない。朝鮮人は、教育の程度、卒業後の特権についての日本人との差別の撤廃を希望している。朝鮮人の感情を刺激する事は得策ではない。

以上である。

また、項目化された問題とはなっていないが、「内鮮共学」問題につき、政府側によりその不可について、再度主張されているのが注目される。

これについては、たとえばさきの閣議提出の理由書との重複部分もあるが、そのほかに、

より現実的、具体的な理由を挙げている。すなわち、

1) 学校に多数の朝鮮人教員を採用せざるを得なくなり、朝鮮人教員による日本人子弟の教育という事態を生じ、日本人の国民思想養成上遺憾なるものがある。

2) 日本人教員を多数採用するとすれば、経費増加をきたすのみならず、朝鮮人の職業の一部を奪い統治上面白からざる結果をきたす。

3) 学校費負担系統が別個なため、共学にすれば、就学率に著しい懸隔がある現状においては、日本人の入学に支障をきたし、経費負担上の関係について紛糾をきたす。

4) 日本人、朝鮮人別官公立学校がなくなることにより、共学を嫌う者を受け入れる私立学校の隆盛をきたすことになり、監督上、多大の困難を生じるであろう、と。

かくして、政府当局との交渉を経て、12月24日には修正試案が成り、各委員の手に渡される。同月26日には第四回審査委員会が開かれ、交渉の顛末が報告された。その後、久保田委員より高等学校設立の要望が出され、これをめぐり同月28日第五回委員会がもたれた。久保田委員は、これまで論議となった問題についての自己の見解を明らかにするとともに、高等学校の設立を主張する。「朝鮮教育令ハ朝鮮統治ノ方針ニ合致スルヲ要シ強テ内地ノ制度ニ抛ラシムルノ必要ナシ従テ大体ニ於テ總督ノ立案ヲ是認シタシ……高等女学校ノ修業年限ニ関スル修正モ内鮮人ノ區別ニ代フルニ国語常用ト否トヲ以テセムトスル用語上ノ修正モ共ニ之ヲ不可トシ只大学予科ヲ置代リニ高等学校ヲ設クルコトニ改メタシ」³⁵⁾と。久保田委員は、浜尾委員長や、一木、富井委員などの主張する日本の教育令との同一化への修正には反対の立場に立っているのである。しかし、彼と同意見の委員は他におらず、高等学校設置は否認された。委員会は、修正案を可決承認して「審査報告」を作成し、翌年1月25日枢密院会議に提出した。この報告のなかに、諸問題点が最終的に整理されているので、教育令改正の眼目、第2条削除理由、高等学校を設置しない理由、審査委員会における修正事項およびその理由、審査委員会の希望事項などにつき、およその内容をのべておこう。

まず、教育令改正の眼目につき報告は、「本案改正ノ主眼トスル所ハ形式ニ於テ朝鮮又ハ台湾ニ於ケル内地人ト朝鮮人又ハ台湾人トノ学制ヲ併合統一シ實質ニ於テ内鮮人又ハ内台人間ニ或ル範圍ノ共学ヲ実行シ且朝鮮人又ハ台湾人ニ対スル教育ノ程度ヲ引上ケテ成ルヘク内地人ニ対スルモノト同等ナラシメムコトヲ期スルニ在リ」³⁶⁾ときわめて明確にのべている。

つぎに、第2条削除の理由については、政府案成立段階で確認された「教育勅語ノ旨趣ハ学校ニ於テ主要ノ目的トスル徳育ノ本義ニシテ内地ノ教育勅令中ニモ之ヲ掲載セラレサルノミナラス如キ条項ヲ本令ニ存置スルトキハ往々朝鮮人ノ反感ヲ買ヒ却テ統治ニ不利ヲ来スノ虞アルカ故ニ寧ロ之ヲ削除スルヲ可トス」³⁷⁾との見解を委員会も領掌している。

朝鮮において高等学校を設置しない理由は、政府側の見解は、① 朝鮮教育の現状では、まだそれを要求する域に達していない。② 卒業生の前途を顧慮できない。③ 内地からの入学者があり、彼等は卒業後、内地の大学に赴く。内地からの学生に利用されることが多い。④ 普通教育における「内鮮別学」主義の上から不都合、⑤ 大学予科を置いて大学教育を整備する方が妥当である、等であるが委員会はこの問題については打切りにしてしまっている。

修正事項の項目についてはすでにふれたので、ここでは省略するが、ただ、問題となった内地人、朝鮮人の称呼による学校系統の規定の修正に関して、委員会側の修正理由を紹介しておこう。

これに関しては、「斯ノ如キ重要ノ法制ニ於テ民族ノ種別ニ依リ待遇ヲ異ニスルカ如キ条

項ヲ設クルハ兩者ノ一視同仁ヲ以テ統治ノ要諦ト為スノ趣旨ニ合スモノニ非ス且兩者ハ相互ニ
転籍スルノ途ナキニアラサルカ故ニ之ヲ以テ学校ノ系統ヲ別ツヘキ的確ナル準繩ト為スコトヲ
得ス是レ修正案ニ於テ「内地人」ニ代フルニ「国語ヲ常用スル者」ヲ以テシ「朝鮮人」又ハ
「台湾人」ニ代フルニ「国語ヲ常用セサル者」ヲ以テスル所以ナリ³⁸⁾と政府案を修正する意味
を明示している。

尚付言すれば、高等普通学校等の目的規定は、字句の転置、増補等で趣旨の明瞭化がはか
られ、女子高等普通学校の修業年限も内地の制度に準拠するため1年延長となった。

最後に、希望事項として二点が挙げられた。すなわち、学事監督の強化と、私立大学設置
の不可である。大学設置については、「万一中外人ノ経営ニ係ル不完全ナル私立大学官立大学
ニ先シテ設立セラルルカ如キ事アラハ統治上ニ考ヘテ甚タ憂フヘキモノアラムコトヲ惧ル」³⁹⁾
と、朝鮮人あるいは欧米人宣教師らによる自主的な高等教育機関設立の運動に、強い警戒と阻
止の姿勢をみせている。

枢密院会議では、この審査報告にもとづく教育令修正案を全会一致で可決し、かくして第
二次朝鮮教育令は同年2月4日に公布された。

原首相の彼我同一の教育方針に則った教育体制の再編成という構想は、当初、総督府にお
ける検討の段階では、朝鮮人教育制度を日本人の教育制度に準拠して拡張するという方向で練
られ、調査委員会段階ではそれに「内鮮共学」を附加する方向で練られていた(朝鮮教育制度
要項)。それが、要項の趣旨を認めたくて、両民族の学校体系を包含した教育令を、という
構想(政府案)に、さらに、民族的区別を否認して、日本語の常用の能否を区別の規準とする
普通教育体系を基礎におく教育体制の編成(成案)へと変化してゆく。

両民族の教育を同一勅令の下に規律することを明示した第1条の規定の趣旨を徹底させよ
うとすれば、普通教育と、実業教育、専門教育や高等教育との一貫性がもとめられる。普通教
育以外を「内鮮共学」主義でおこなうということは、当初から確認されたので、普通教育が「内
鮮別学」体系では、すっきりと整合しないのである。そのことが、作業の過程で、顕在化し、
普通教育の別学、共学をめぐる論争となり、最終的には、「内鮮別学」体系に落着き、特例とし
て希望により相互に入学の可能性の道を開くこととした。

その上で、内地人、朝鮮人の用語による体系の区別を廃し、それにかわって「国語を常用
する者」、「国語を常用しない者」という用語を採用して教育令の体系を整合性あるものにしよ
うとしたといえるであろう。彼我同一の教育方針の下に教育令を構想した時、現実には、日本人
対象の学校教育体系と朝鮮人対象の教育体系が厳然として別個に存在しており、その両者の教
育内容や教育水準には差違が歴然として存在していたことから当然矛盾があらわれでくる。

教育令の改正は、原の「我領土ハ何レノ地方ヲ問ハス同一ナル制度ニ統一スルヲ適当ナリ」
とする方針を漸進主義で進めるためのひとつの重要な具体化策としてあったが、それは今のべ
たような矛盾にたいする統治者側の解決策の産物のひとつとしてあったといえよう。

教育令案の作成過程と案文設定の理由書のなかに、それがあらわれている。そして、この
ような教育政策の変更をもたらした背後に広範な朝鮮人の植民地教育批判と教育要求にたいす
る統治者側の積極的な圧服と懐柔、また本格的植民地経営に対応する人材養成策⁴⁰⁾の意図があ
ったのである。

注

- 1) 弘谷多喜夫, 広川淑子, 鈴木朝英「台湾・朝鮮における第二次教育令による教育体系の成立過程」(『教育学研究』第39巻 第1号, 1972).
- 2) 欄木寿男「特殊研究五, 朝鮮植民地教育の展開と朝鮮民族の抵抗——朝鮮教育令を中心として——」(『世界教育史大系5, 朝鮮教育史』講談社, 1975, p. 384).
- 3) 姜徳相編「現代史資料」25 朝鮮 1, みすず書房, 1966, p. 87.
- 4) 同上, p. 252.
- 5) 「原敬全集」下巻, 原敬全集刊行会, 1929, p. 298.
- 6) 原奎一郎編「原敬日記」第五巻, 1919年4月9日, 福村出版, 1965, p. 84.
- 7) 斎藤子爵記念会「子爵斎藤実伝」第二巻, 斎藤子爵記念会, 1941, p. 422-426 を参照.
- 8) 同上, p. 424-425.
 尚, この引用文中, 内地なる用語がみえるが, これは日本本国をさす語である。以下, 本論文の中でくる場合も同じ。
- 9) これに関しては, 由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」で, くわしい経過が述べられている。『大系日本国家史』5 近代 II, 東京大学出版会, 1976.
- 10) 前掲書 7)に同じ, p. 451.
- 11) 同上, p. 454-455.
- 12) 「公文類聚」第35編巻17 学事門 (国立公文書館蔵) 所収。
- 13) 同上
- 14) 弊原 坦「朝鮮教育論」六盟館, 1919, p. 2.
- 15) 前掲書 7)に同じ, p. 448-449.
- 16) 雑誌「朝鮮」大正11年3月号, 朝鮮総督府, 1922, p. 336.
- 17) 前掲書 3)に同じ, p. 497-498.
- 18) 「公文類聚」第44編巻24 学事門 所収『甲, 学制改正ノ一般的理由』を参照。
- 19) 前掲書 16)に同じ, p. 332.
 以下, 臨時教育調査委員会に関する部分はこれに依る。
- 20) 姜徳相編「現代史資料」26 朝鮮 2, みすず書房, 1967, p. 69.
- 21) 近藤鈕一編 故子爵阪谷芳郎博士遺集「朝鮮問題雜纂」巻二ノ内「万才騒擾事件 (三・一運動) 関係重要資料選集, 四, 事件後に於ける民意の趨向」p. 115-116.
 『朝鮮近代史料 (9), 万才騒擾事件 (三・一運動)』, 巖南堂, 1964, 所収。
- 22) 前掲書 16)「朝鮮教育上最も留意すべき点」を参照。この他に, 実業教育の充実, 普通教育の教育内容の向上を指摘する意見が非常に多い。
- 23) 雑誌「朝鮮及満州」大正10年12月号, 朝鮮及満州社。内鮮人共学の可否をめぐる特集を参照。その他前掲書 22)を参照。
- 24) 「東亜日報」1921.5.3. 東亜日報社。釜山の朝鮮教育改善期成会は, 1万数千名の連署で陳情書作成。
 また, 平安北道江海青年会長, 東亜日報記者, 韓旻夏は, 「吾人の切実なる要求事項」のなかで大要,
 一. 朝鮮教育の根本主義。イ. 朝鮮人固有なる民族性, 文化の尊重。大勢に応じた教育の大本の樹立。
 ロ. 植民地教育主義の廃止。人類共栄の大義に立脚して, 民族的精神の涵養, 個体の品性の薫陶による円満完全な人格の養成。二. 教育制度。イ. 大体に於て日本と同一の教育制度。ロ. 普通学校教科書は国語科を除く外総て朝鮮語にて編纂し, 教授用語も国語科以外は朝鮮語を原則とする事。三. 学校の設置。イ. 教育費を充分に支出し実業学校, 専門学校を各地に充分に, 男子高等普通学校は一道二校・女子高等普通学校及び師範学校は一道一校・普通学校は一面一校以上を速に設置する事。ロ. 私立学校の待遇方を改め官公立と同様にし, 尚之を奨励して現在の私立学校を保護発達せしむる事。ハ. 漢文書堂は撤廃の方針で改善する事。四. 学校経費に関して, イ. 普通学校の経費は面の負担とする事。ロ. 中学程度の諸学校の経常費は郷校財産収入, 地方費補助及国庫補助とし, 臨時費は国庫補助とすべし。ハ. 専門学校の経費は国庫の負担とすること等をあげている。前掲書 16), p. 250-251 参照。
- 25) 斎藤実伝刊行会「斎藤実伝」斎藤実伝刊行会, 1933, p. 154.

- 26) 前掲書 16), p. 63, 65, 75-79.
- 27) 「公文類聚」第46編卷22 学事門, 所収。
- 28) 同上
- 29) 枢密院審査報告 大正9年「朝鮮教育令中改正ノ件審査報告」・(枢密院関係文書は, 国立公文書館所蔵) 枢密院会議筆記, 大正9年, 件名番号第70号整理番号 C. 22.
- 30) 前掲書 27) 所収。
- 31) 柴田学務局長は, のちに, 原首相の凶変後まもなく総督府の主張が容れられたと記憶すると述懐している。「朝鮮行政」編輯局編「朝鮮統治秘話」帝国地方行政学会朝鮮本部, 1937, p. 287-288.
- 32) 枢密院委員録 大正11年, 第1号, B 7.
「目次六, 朝鮮教育令及台湾教育令」に依る。
- 33) 枢密院会議決議 大正11年, 第1号, F 586.
㊦「当局ト交渉シタル事項」参照。
- 34) 前掲書 33) に同じ。
㊦「普通学校, 高等普通学校及女子高等普通学校ニ関スル件」参照。
- 35) 前掲書 32) に同じ。
- 36) 枢密院審査報告 大正11年
「目次一, 朝鮮教育令及台湾教育令(委員会)」大正11年, 第1号, C 24.
- 37) 同上
- 38) 同上
- 39) 同上
- 40) 前掲書 12) に同じ。いわゆる民度の増進, 能率増加の要求にともなう向学心の進歩に対応している。日本語の強制もその一環と考えられる。

附表 主な事項の変改

A. 第一次朝鮮教育令 (1911)	B. 学務局腹案
第一章 綱領 第一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル 第二条 教育ハ教育ニ関スル勸語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス 第四条 教育ハ之ヲ大別シテ普通教育、実業教育及専門教育トス 第二章 学校 第九条 普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得 第十条 普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令八年以上ノ者トス 第十二条 高等普通学校ノ修業年限ハ四年トス 第十三条 高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十二年以上ニシテ修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス 第十四条 官立普通学校ニハ師範科又ハ教員速成科ヲ置キ普通学校ノ教員タルヘキ者ニ必要ナル教育ヲ為スコトヲ得 師範科ノ修業年限ハ一年、教員速成科ノ修業年限ハ一年以内トス 師範科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等普通学校ヲ卒業シタル者トシ教員速成科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十六年以上ニシテ高等普通学校第二学年ノ課程ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス 第十六条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ三年トス 第二十二条 実業学校ノ修業年限ハ二年乃至三年トス 第二十三条 実業学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十二年以上ニシテ修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス 第二十七条 専門学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十六年以上ニシテ高等普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス	● 普通学校の修業年限は六年を本体とし必要に応じて之を四年迄短縮し得ること ● 普通学校入学年令は六年以上 ● 高等普通学校の修業年限は五年 ● 高等普通学校の入学資格は修業年限六年の普通学校を卒業した者 ● 新たに師範学校を設けること ● 女子高等普通学校の修業年限は四年 ● 実業学校の修業年限は五年（予科を含む） ● 実業学校の入学資格は修業年限六年の普通学校を卒業した者を予科又は本科に ● 専門学校の入学資格は五年の高等普通学校を卒業した者 ● 大学及びその予備教育の途を開く ● 各学校の内容程度を内地のものと同様とする但し朝鮮語漢文を加える時は教授時間数に多少の相異生ず ● 内地の学校と連絡を期す ● 教科書採定の範囲を拡張する

C. 臨時教育調査委員会第一回答申	D. 臨時教育調査委員会第二回答申
一 朝鮮ニ於ケル教育制度ハ民度事情ノ許ス限り内地ノ教育制度ニ準拠スルコト 二 朝鮮人ノ教育ニ関シ特別ノ制度ヲ設クル場合ニ於テモ各制度ノ下ニ内鮮人ヲ教育スルヲ妨ケサルコト 三 内地ト朝鮮トニ於ケル学校ノ連絡ヲ一層密ニスルコト 四 向学心ヲ尊重シ事情ノ許ス限り之応スル施設ヲ為スコト	一 朝鮮ノ教育制度ハ内地ノ制度ニ準拠ス但シ特例ヲ設クルコト左ノ如シ ●普通学校：尋常小学校に準ずる。 修業年限六年（五、四年も可）、二年の高等科設置。 教科目に朝鮮語附加。随意科目として漢文、実業附加も可 日本歴史、地理に朝鮮に関する事項を詳しくする。 ●高等普通学校：中学校に準ずる。学科目に朝鮮語漢文附加。歴史、地理は朝鮮に関する事項を詳しくする。 ●女子高等普通学校：高等女学校に準ずる。 修業年限は四年 学科目に朝鮮語を加える。漢文は随意科目。歴史、地理は朝鮮に関する事項を詳しくする。 実科をおかず。 ●実業学校：入学資格は修業年限四年～六年の普通学校、普通学校高等科卒業程度。 学科目に朝鮮語を加える。 ●専門学校、大学予科、大学は内地の制度に拠る。 ●師範学校：普通学校の教員を養成する。 ① 第一部 修業年限六年 ② 第二部 修業年限三年 二 実業学校、師範学校、専門学校、大学予科、大学では内鮮人共学。 三 小学校、中学校、高等女学校、普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、に内鮮人相互に希望により入学可能。 四 (略) 五 (略) 附記：内地人ノ教育ハ内地ノ制度ニ依リテ行フモ特ニ随意科目トシテ朝鮮語ヲ加フルノ途ヲ開ク

E. 総督府案 (拓殖局法制局と共同審議)	F. 政府案 (法制局で修正)	G. 成案 (枢密院で修正)
第一条 朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル	第一条 左のEに同じ	第一条 Eに同じ
第二条 内地人ノ普通教育ハ小学校令中学校令及高等女学校令ニ依ル但シ同令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮総督之ヲ行フ (略)	第二条 同令中→此等ノ勅令中に修正	第二条 内地人を国語を常用する者に改める。
第三条 朝鮮人ニ普通教育ヲ為ス学校ハ普通学校、高等普通学校及女子高等普通学校トス	第三条 Eに同じ	第三条 朝鮮人を国語を常用せざる者に改める。
第五条 普通学校ノ修業年限ハ六年トス。但シ土地ノ情況ニ依リ五年又ハ四年ト為スコトヲ得、普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令六年以上ノ者トス。修業年限六年ノ普通学校ニ修業年限二年ノ高等科ヲ置クコトヲ得 (略)	第五条 Eに同じ	第五条 Eに同じ
第七条 高等普通学校ノ修業年限ハ五年トス。高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限六年ノ普通学校ヲ卒業シタル者 (略)	第七条 Eに同じ	第七条 Eに同じ
第九条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ四年トス (略)	第九条 Eに同じ	第九条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ五年又ハ四年トス但シ土地ノ情況ニ依リ三年ト為スコトヲ得 (略) 修業年限三年ノ女子高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通学校高等科ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス (略)
第十一条 実業教育ハ実業学校令ニ依ル (略)	第十一条 Eに同じ	第十一条 教科書に関して朝鮮総督の定める所によるとの部分加わった他は同文
第十二条 専門教育ハ専門学校令ニ、大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル (略)。専門学校及大学ノ設立並大学予科ノ教員ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル但シ公立又ハ私立ノ大学ノ設立廃止ノ認可ハ朝鮮総督ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ学部ノ設置廃止亦同シ	第十二条 専門教育ハ専門学校令ニ大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル (略)。専門学校ノ設立及大学予科ノ教員ノ資格ニ関シテハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依ル。(但シ公立又ハ…以下の文は削除)	第十二条 Eに同じ
第十三条 師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス。師範学校ハ特ニ徳性ノ涵養ニカメ小学校又ハ普通学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス	第十三条 師範教育ヲ為ス学校ハ師範学校トス。師範学校ハ特ニ徳性ノ涵養ニカメ小学校教員タルヘキ者及普通学校教員タルヘキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス	第十三条 Eに同じ
第十四条 師範学校ニ本科及特科ヲ置ク但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ本科又ハ特科ノミヲ置クコトヲ得 (略)	第十四条 師範学校ニ第一部及第二部ヲ置ク但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ第一部又ハ第二部ノミヲ置クコトヲ得第一部ニ於テハ小学校教員タルヘキ者ヲ第二部ニ於テハ普通学校教員タルヘキ者ヲ教育ス	第十四条 Eに同じ
第二十三条 特別ノ事情アル場合ニ於テハ朝鮮総督ノ定ムル所ニ依リ内地人ハ普通学校、高等普通学校又ハ女子高等普通学校ニ、朝鮮人ハ小学校、中学校、又ハ高等女学校ニ入学スルコトヲ得	第二十五条 Eの第二十三条に同じ	第二十五条 内地人を国語を常用する者に、朝鮮人を国語を常用せざる者に改める。